

【入札（物品・役務等）参加に際しての注意事項】

① 入札に関する関係規定・様式等について

八代市競争契約入札心得（平成 17 年告示第 134 号）等の関係規定を八代市ホームページ又は本庁 3 階閲覧所で確認し、遵守してください。無効入札（別紙「無効となる入札書の例」参照）及び契約締結については、八代市競争契約入札心得によります。

② 入札について

- ・八代市競争契約入札心得第 4 条第 6 項に基づき、電子入札とします。八代市電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、書面により入札を行う場合は、八代市競争契約入札心得第 4 条第 4 項に基づき、紙入札とします。
- ・「紙入札の注意事項」を熟読のうえ、「一般書留」、「簡易書留」のいずれかの方法で郵送し、**入札書は、入札日前日（閉庁日を除く）までの必着**とします。
- ・競争入札及び開札の場所は、八代市電子入札運用基準によります。
- ・入札金額は、**消費税相当額を除いた金額を入力**してください。
※総額入札・単価入札のいずれであるか、仕様書等により十分確認してください。
※仕様書で内訳書提出を指定してある場合、必ず提出してください。
- ・八代市電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、書面により入札を行う場合は、**番号・件名は、指名通知に記されたとおりに、消すことのできない筆記具（ボールペン等）**で記入してください。
- ・一度提出された入札書の取消し、差替え、撤回等は出来ません。
数量、単価等を誤って入札書を提出し、落札しても契約意思のない場合は、必ず開札の前までに入札金額錯誤届（指定様式）を提出してください。その届出に記載された理由が錯誤による入札と認められるものについては、開札時にその入札書を無効とします。
入札金額錯誤届の提出が無く、落札した後に契約を辞退するときは、指名停止等による措置を行う場合がありますのでご注意ください。

③ 入札辞退届について

- ・**入札を希望しない場合は、その旨を電子入札システムにより申し出てください。**
八代市電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、書面により入札を行う場合は、**入札辞退届を提出**してください。持参、郵送どちらでもかまいませんが、**提出期限は次のとおり**です。
 - ◎持参する場合・・**入札書受付締切日時まで**
 - ◎郵送する場合・・**入札日前日（閉庁日を除く）必着**
（郵送前に契約検査課へ連絡必要）

※有効な入札辞退届を入札書受付締切日時までにFAX送信いただくことで、仮受領による辞退扱いとしています。この場合、後日必ず原本を提出してください。

- ・提出がなく入札に不参加だった場合は、入札不参加理由書を提出していただきます。

④ 説明会不参加等届出書について（八代市電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、書面により入札を行う場合で、指定期間内の閲覧ができない場合を含む）

- ・やむをえず説明会参加又は閲覧期間内の閲覧ができない場合は、必ず説明会不参加等届出書を提出してください。持参、郵送どちらでもかまいませんが、提出期限は次のとおりです。

◎持参する場合：説明会開始時刻の前、又は閲覧期間終了日まで

◎郵送する場合：説明会、又は閲覧期間終了日の前日（閉庁日を除く）必着

（郵送前に契約検査課へ連絡必要）

なお、説明会不参加の場合は説明会後に仕様内容について発注課で別途説明を受け、閲覧できなかった場合は入札情報公開サービス上で仕様内容の確認を行ってください。

※FAX送信の取扱は③と同様です。

- ・説明会開始時刻の前、又は閲覧期間終了日までに③の入札辞退届を提出された場合は、この届出書の提出は不要です。

⑤ 同等品の取扱いについて

- ・物品の入札において、仕様書で規格や性能等に見合う参考品を示し、「同等品可」としているものは、これと同等以上の物品で入札に参加することができます。この場合、仕様書に示す同等品確認期限までに担当課に「同等品確認票」を提出し、事前確認を受けることが必要です。確認を受けていない場合、落札者となってもその物品で契約ができませんのでご注意ください。

